

## 平成28年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会（第1回）議事概要

平成28年5月12日（木）  
経済産業省別館11階  
各省庁共用1115会議室

### I 報告事項

ウメ輪紋ウイルスに関する強化対策を実施する東京都青梅市及び兵庫県川西市から今年度の強化対策の実施計画について、植物防疫所から強化対策の効果検証試験の実施方法について、それぞれ報告があった。

また、青梅市から昨年度、感染源の除去を目的とした枝の切除に時間を要したことについて、今年度は進行状況表を作成して進捗管理を行っているとの報告があった。

### II 検討事項と結果

#### 1. ウメ輪紋ウイルスの強化対策地区における再植栽について

農林水産省からウメ輪紋ウイルスの強化対策地区において、再植栽を認めるための判断基準及び再植栽される植物とその管理要件について説明を行い、専門家による評価を受けた。

#### 2. 専門家の評価等

本検討会で提案された、再植栽を認めるための判断基準及びその管理要件については妥当との評価を得た。ただし、

- ・ 青梅市で行うとしたウメ実生苗を用いた感染調査は、強化対策実施地区におけるアブラムシによるウイルス媒介の有無を検証するために有効であり、川西市においても実施すべき
- ・ 葉が固くなった苗は簡単に感染しなくなるため、使用するウメ実生苗の栽培管理に細心の注意が必要
- ・ また、現在我が国で確認されているD系統について、モモへの感染力や症状が比較的弱いように見えるかもしれないが、根絶までに時間を要すると、症状や感染力が増す等変異につながる可能性があることに注意すべき

等の意見が出された。

#### 3. 専門家の評価を踏まえた再植栽の方針

専門家の評価を踏まえ以下のとおりとする。なお、その詳細は別紙のとおり。

##### (1) 再植栽を認めるための判断基準

- ① ウメ実生苗で感染が生じないこと
- ② 植物防疫官による春季のアブラムシ発生調査に合格すること
- ③ 年3回の感染状況調査及び感染植物の即時伐採が行われていること

(2) 再植栽される場合の管理要件

① 再植栽される植物の要件

- ・ 予め定められた方法により感染していないことが確認されている植物であること。
- ・ 植栽される植物の種類、数、植栽場所が、強化対策地区を設定している市町村（以下「管理市町村」という。）に登録されていること。

② 再植栽される植物の管理体制の要件

- ・ 管理市町村によって、毎年、年3回の感染状況調査が行われること。
- ・ 管理市町村によって、毎年、春季及び秋季にアブラムシ防除が行われること。

4. 再植栽の可否の判断手続き

再植栽の可否について、3の(1)を行い、本年秋に開催する本検討会(第2回)において検証し、その結果を踏まえ判断することとなった。

(以上)